

食安輸発第0603001号
平成21年6月3日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330006号（最終改正：平成21年5月29日付け食安輸発第0529001号）にて通知したところですが、今般、検疫所のモニタリング検査において、中国産ピーマン加工品からジフェノコナゾールを検出したことから、中国産ピーマン（パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。）及びその加工品（簡易な加工に限る。）に対する検査命令の検査項目にジフェノコナゾールを追加することとしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくをお願いします。

また、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

<違反事例>

- 品名：加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：赤ピーマン
生産国：中国
輸入者：泉株式会社
製造者：XIAMEN KARNEX FOOD CO., LTD.
届出数量及び重量：400カートン、4,000kg
検査結果：ジフェノコナゾール 0.03ppm（基準値：0.01ppm）
届出先：大阪検疫所
違反確定日：平成20年6月30日
措置状況：全量積戻し済み
- 品名：加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：赤ピーマン
生産国：中国
輸入者：泉株式会社
製造者：LAIYANG DONGXIN FURONG FOODSTUFFS CO., LTD.
届出数量及び重量：300カートン、3,000kg
検査結果：ジフェノコナゾール 0.02ppm（基準値：0.01ppm）
届出先：大阪検疫所
違反確定日：平成21年6月3日
措置状況：全量保管中